

直島ホール（直島町民会館）の葬儀利用時における運用の変更について

教育委員会では、町民の冠婚葬祭を最優先しつつ、直島ホールの更なる有効活用を図るため、集会所棟が葬儀で利用される場合でも、ホール棟が予約したとおりに使用できるよう、平成30年4月1日から下記の内容で運用を変更します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

これまでの運用	変更後の運用
<p>【申請時】 葬儀利用が生じた場合は、 全館（集会所棟・ホール棟）の使用ができなくなる旨を予め同意のうえで 使用許可を受ける。</p> <p>【葬儀が出た場合】 集会所棟またはホール棟を既に申請している場合は、日程や場所の変更、 またはキャンセルをする。</p>	<p>【申請時】 葬儀利用が生じた場合は、 集会所棟：使用ができなくなる旨を予め同意のうえで使用許可を受ける。 ホール棟：使用するうえで必要な制限（下記①～④）を予め同意のうえで 使用許可を受ける。</p> <p>【葬儀が出た場合】 ホール棟のみの使用ができる。ただし、通夜から出棺までの時間帯については、 以下①～④の制限を遵守したうえで利用する。 ①直島ホール西側（県道側）駐車場を利用せず、屯所奥駐車場または旧ケン ノク池駐車場を利用する。（図参照） ②大音量（ホール棟外まで音が響くこと）を伴うものは、通夜・葬儀の読経、 及び出棺時などの時間帯は避ける。 ③ホール棟の出入口は、北側（集会所棟側）以外の場所を利用する。（図参照） ④集会所棟トイレを使用する場合は、東側町道から出入りする。（図参照）</p>

直島ホール葬儀時 利用案内図

